

# 判例水法の形成とその理念

三木 健治 著

山海堂

はしがき

本書は、一九九六年とその翌年に、国立国会図書館刊行の「レファレンス」(第五四八号、第五四九号、第五五八号及び第五五九号)に掲載された「判例水法の形成とその理念(一)、(二)、(三)、(四)」を合本としたものである。

今から一世紀前の明治二十九年(一八九六年)に、河川に係る治水と利水の基本を定めた旧河川法の制定により、近代的な河川制度が創設されて以来、複雑多岐にわたる水関連法制が逐次整備されてきた。しかしながら実定法の規定は、法の本質のみならず具体的な法の適用条件等を十分に明記せず、また、法の欠缺する分野も少なくないため、水をめぐる現実の紛争を契機として、水に関する条理あるいは慣習水法等の「生ける法」の存在を解明し、また、時代の変遷に応じて行政の準則等を具現して行つたのは、我が国固有の判例水法である。本書のもとなつた論稿は、この百年来の判例、すなわち戦前の大審院及び行政裁判所、さらに戦後の最高裁判所等のリーディング・ケースを中心として、多様な判例の判決理由中に見られる水法理念のエッセンスを抽出し、水に係る慣習法・制定法と併せて、我が国における判例法の在り様を体系的に理解することを志したものである。

本来、水と人間社会との係わりを余すところなく把握しようとする総合的な水法学は、その一環としての判例水法の体系にあっても、山から海に至る過程で、河川・雨水・地下水・水路等の様々な姿態をとる水と、その賦存する空間の管理・利用を対象とするのみならず、水と土地との権利関係が錯綜するところにも考察を及ぼし、また近年は水環境問題も広く包括すべきものである。判例の蓄積には、それぞれのフィールドにより厚薄の差はあるが、ここには最大限度に、特に重要と思われ、かつ、判例の生成発展の筋道をなすと考えられるものを収録して、必要なコメントを加えた。不肖にして法学の身ながら、かつて美濃部達吉博士が残された「判例に見はれたる水法」(昭和六年)の雄勁な語り口に思いを致し、また、水文的循環の觀点からの「水法」の体系化(昭和三十六年)を初めて成し遂げられた金沢良雄教授の先見に隨従しつつ、河川法・砂防法・森林法の三法制定によって樹立された近代水法制度の百年を記念するため、判例水法の形成とその理念について、わざやかな集約を行つた心算である。

このための資料収集と執筆連載の機会を手えて下され、さらにこの二つの形での出版を承諾された国立国会図書館の方々には、心から厚く御礼申し上げる次第である。

一九九九年一月

二本木 健治

## 総 目 次

第一編 河 川	
はじめ	3
一 河川の管理	7
(一) 公水・私水の区別	7
(二) 河川区域	11
(三) 河川附属物・河川管理施設	13
(四) 普通河川	15
二 河川の敷地	18
(一) 河川敷地の所有関係	18
(二) 私有地上の河川公物	22
(三) 河川敷地上の私法関係	23
(四) 河川敷地の時効取得	25
三 河川敷地等の占用	29
四 河川の砂利等の採取	33
五 河川に関する工事	39
六 河川管理の瑕疵	43

## 第二編 水利権

七 水利用の法律的・行政的基礎	53
八 水利権の原理及び権利の発生	59
(一) 優越によるもの	59
(二) 行政法規から見た権利の発生又は存在	66
九 権利調整の原理	69
(一) 専用権の制限	69
(二) 余水利用と上流利用者の制限	76
十 水利権の性質内容	79
十一 権利の侵害及び許可の裁量	87
(一) 水利権の侵害	87
(二) 流水占用許可等の裁量	93
第三編 地下水・温泉・溜池・森林・砂防	
十二 水文的循環における水法	101
十三 地下水・温泉	103
(一) 地下水・温泉利用の基礎	103
(二) 温泉権の性質及び対抗要件	108
(三) 温泉水による許可の性質	115

四) 許可の裁量性	18	口) 埋立投入土砂の性質	169
五) 地下水利用権害——権利の制限		十八) 水道	172
十四) 溝池	128	(一) 水道使用関係の法的性質	172
十五) 森林・砂防	132	(二) 給水拒否に係わる正当の理由	175
(一) 森林法	132	イ. 土地の不法占拠者に対する給水拒否	175
(二) 砂防法	135	ロ. 違反建築に対する給水拒否	176
第四編 海浜・海面・公有水面埋立・水道・下水道・ 公事環境		ハ. 宅地開発等指導要綱を順守させるための 給水拒否	178
十六) 海浜・海面	14	二) 予想される水不足等のための給水拒否	179
(一) 海岸公物と私権	14	十九) 下水道	181
(二) 入浜権	17	(一) (一) 下水道使用関係の法的性質	181
(三) 海浜地・海面の取得		(二) (二) 水循環の中の下水道——上水との接点	183
イ. 海浜地等の払下げ・時効取得		(三) (三) 水循環の中の下水道——河川との接点	185
ロ. 旧時代の海面払下げ処分	151	二十) 公物管理権と公害防止・環境保全	187
(四) 海浸地・海面下土地	153		
十七) 公有水面埋立	159		
(一) 埋立免許及びその公益判断			
(二) 埋立権等の性質	166		
イ. 埋立免許等の效力	166		

# 判例水法の形成とその理念(一)

## 目 次

はじめに

### 一 河川の管理

- (一) 公水・私水の区別
  - (二) 河川区域
  - (三) 河川附屬物・河川管理施設
  - (四) 普通河川
- 二 河川の敷地
- (一) 河川敷地の所有関係
  - (二) 私有地上の河川公物
  - (三) 河川敷地上の私法関係
  - (四) 河川敷地の時効取得

- 三 河川敷地等の占用
- 四 河川の砂利等の採取
- 五 河川に関する工事
- 六 河川管理の瑕疵(以上本編)

はじめに

### 〔判例研究の意義〕

立法に欠陥が存することは、社会経済生活の進展と制度整備のギャップが常にあり得ることから、やむを得ないことであるが、行政は、その所管領域において、森羅万象ないし生活世界の闊々にいたるまですべてをカバーしているという幻想がある。しかしながら、実定法の規定は、法の本質のみならず具体的な適用条件等を含むしも十分に明ら

かにしていないうまく法に基づく行政の範疇内から脱却するか、國民の権利義務等に関して、様々な疑義ないしは紛争が生ずることは不可避である。

このことは、自然物をめぐる人と人（時には國民と行政当局）との間の紛争を調整することの難しさから、特に水法の分野において顕著であった。近代國家を形成する過程において、土地利用と資源の利用が多様化・複雑化し、旧来の水利用との間に様々な衝突を生じたにもかかわらず、その背景にある。それは、慣行水利権の存在を考えても、現代につながる大きな問題であるといつてよい。特に、地域共同の関心として、治水と利水に係る我が國特有の社会規範が存在するのではないかという問題意識からも（比較的規範も含めて）、慣習法ならしは条理の存在を明らかにし、また新しい時代のための行政の準則等を具体化して行った判例水法の機能には、大きな意義がある。

永年にわたる慣習法の世界に、社会経済生活の進展により新たな要素ないしは既存の要素が加わることになるべく、そこに紛争が生じて国家の裁判機能が働く場面となり、判例法が形成される。判例法主義の国においては、それがそのまま社会規範として承認を受けていたが、制定法主義の国においては、紛争の一一般的な予防のために、必要な法制度が整備される。しかしながら、紛争解決の極るべき法令

いう、いわゆる准無縛争のためその施行が延期された）に代えて、基本的に私的な権利義務のみに限定した現行民法が制定されたのは、同年四月十七日である。従って、ここで単純な引き算すれば、河川法が規律するもの以外の公物・公共物（海面・海岸・埋下の海水等）は、爾後の立法措置に残されたわけである（例えば海岸の大部分は、現在にいたるもいわゆる「法定外公物」という扱いを取っている）。勿論のこと、私的な当事者間の問題に委ねられたものの最小限度のルール（我が國古来の慣習及び諸外国の民事制度を参照しその当時として必要と規定されたもの）は、現行民法の編成の中に規定されている。

第二に、地下水は土地所有権に從属するものであり、「土地所有者は自由にその水を利用することができます」が当然の理である」という大審院判決が同年三月十七日に出されて、これが翌年のリーティング・ケースとなる。民法施行後は、その第二〇六条に規定する所有権の内容として、あるいは第107条に規定する所有権の效力として、それが制定法上も是認されるものとなつた。特殊な地下水である温泉については、戦前からも府県取締規則等により公共的な規律がなされることがあつたが、一般の地下水についてでは、工業用及び建築物用に限定した法律が制定されたのは、昭和三〇年代になつてからのことである（これら

規定の解釈をめぐりて、再び裁判上の争いがあり、新たな判例法が形成される。当然のことながら司法的解決は、当事者のみを拘束するもの（強制的合意形成）ではあるが、それが一般的な承認（説得的合意形成）を得て、ひとつの社会規範となり、いわば新しい國民的慣習法として定着するものとなる。これを、「法の循環と沈殿の理論」と呼ぶことができるであろう。判例法の形成とその理念についての研究は、そのような法の発見のために重要なものと思われる。

### 〔水法制度の体系〕

今からちょうど百年前の明治十九年（一八九六年）は、我が国の水法制度とその体系を把握する上で、特に記憶すべき年であつた。まず第一に、治水と利水の基本を定める旧河川法が、帝国議会開設以来「治水に関する建議」が十回にわたって提出されたことを背景として、直接的には淀川をはじめとする全国一五河川の追加予算要求を容れるのと引き換えに、同年三月一〇日急遽上程され、四月八日に成立した。

その一方で、私的財物のみならず「領海・海滨・道路・河川等の公物」及び「空気・光線・流水・大洋等の公共物」の根拠規定をも定めたとした明治二三年の旧民法（フランス民法を模範としたものであるが、日本の国情に合わないと

も、地盤等の障害を防止する目的を計図したものであり、地下水の総合的な管理を目的とするものではない）。

このようにして、明治十九年の春には、僅かひと月の間に、我が国の水法制度の大筋が立法・司法の画面から形作られたわけである。

さらに、河川流域の治水に資するための制度としては、森林法及び砂防法が明治三十年に制定され、河川法と共に「治水三法」と称されたが、流域の治水及び利水を総合的に計画的に推進するための制度は、やはり昭和三〇年代の特定多目的ダム法・水資源開発促進法等の制定を得なければならなかつた。上水道・下水道に関する法制度は、取水と排水に係る制度を所与のものとして、独自の発展を見て來た。水資源開発と併せて必要な水源地域の振興整備、その一方で公共用水域の水質汚濁対策に係る抜本的改善等の現代的政策は、いずれも昭和四〇年代にようやく樹立されたものである。

これらのひとから考終するもしくは、人々の生活環境の重要な構成要素である公物（公用施設）及び公共物（万人共有物）の基本を定める旧民法が、我が國の國民的制度資産であるならば、その後の法制度の整備に関するアプローチが進んでいたのではないかとうらう推測もあり得ると思われる。諸外国においては、地表水・地下水・沿岸水

(領海)を同等地に総合水法に掲げる例(ドイツ)、沿岸権(流水に接して土地を所有する者が水利権を保有するという慣習法)を基本として、地役権の調整・民法の特別規定等によりて公共的機能を確保しつつ、総合水法を逐次拡大してきた例(フランス)、大気水・氷雪・下水等も総合的に水资源の保護と利用の対象とする例(コロンビア共和国等)がある。我が国においても、昭和初年の内務省・農商務省・逓信省の水法論争のほか、近年においても、総合的な水法制度の提案がじわじわとされている。諸外国の動向の中で優れた面に注目しつつも、我が國にふさわしい立法・行政の在り方を考える上で、この百年來の判例の形成に関する研究は重要である。

#### 〔河川制度をめぐる判例の集約〕

本年は、近代河川制度百年を迎えた年であるが、河川制度をめぐる判例は、我が国の水法形成の上で正側面の蓄積があり、多岐にわたる水法論の歴史の中にその理念のエッセンスを集約することは、極めて重要なことである。

本稿においては、明治二十九年の旧河川法制定と、その全面改正である昭和四〇年の新河川法の施行等、その歴史的経過に即応して、戦前の大審院及び行政裁判所の判例、戦後の最高裁判例のみならず、主なる下級裁判例も収録して、

事項別に選択するこじとした。

大審院・最高裁等の重要判例は、いわゆるリーディング・ケースとされ、以後の下級審の判例に影響することは勿論であるが、それとは逆に、そこに至るまでの下級審等における先駆的判例の出現も、重要な意義を有している(例えば、「水利権は目的と水量を限定した権利であって、決して排他的・独占的なものではない」という著名な昭和三七年最高裁判決は、実は明治以来約七十年の判例上の伝統を有しているが、直接的にこれを導いたのは、これに先立つ地役・高利の判断である)。行政の在り方と国民の権利義務に係る判例の変遷を辿ることも重要である(例えば、国家賠償問題、水利権等の競願の処理に関するもの)。事実認定がより具体的に取り扱われるこことによる判例の変遷も見られる(暗示の公用廃止による公共用財産の時效取得の成立等)。

ここでは紙数の制約をもつて、膨大な記述にわたる事実関係は、ほどんど割愛せざるを得ず、判決理由のエッセンスを主に抄録したが、これらを概観することによって、法令規定には必ずしも明らかにされていない法制度の本質、権利義務の内容、行政運用の在るべき準則等を知ることができる(なお、歴史的な地方制度の固有の問題、行政訴訟手続上の問題等も、割愛せざるを得なかつた)。

本来、総合的な水法に係る判例の体系は、ついに地下水・

温泉・海面・海滨・港湾・森林・砂防・雨水・溜池・上水道・下水道・水質汚濁等、様々な姿態をもつた水の賦存利用百態にわたるものであり、それぞれに重要な判例があつて、法律・条例等の立法の趣旨と適切な法理念の解明に努められてきたところであるが、これらの問題については、さらに後編に委ねることとした。

民法学者の末弘巣太郎教授は、「日本の法学」(昭和二十五年)という著書の中で、「現に不動産物権の対抗要件に関する起る幾多の問題、水に関する複雑な法律問題等に関して、これを支配する現行法の何たるかを知らんとする者が、もしも判例を外にしてこれを求めんとするとき彼は果たして何を得るだらう」と、特に判例水法の重要性を挙げておられる。その複雑な構成のうちから、歴史的経過とともに国民的な法規範の一部として形成され、又は現に形成されつつある我が国の水法の理念を体系的に理解する上で、僅かなりとも本稿が裨益するところがあれば幸いである。

#### 〔本稿における判例出典等略称一覧〕

大判 大審院判決

最判 最高裁判所判決

控訴院判決(東京控訴院判決。以下同様)

高	高	高	高
高	高	高	高
地	地	地	地
行	行	行	行
民	民	民	民
刑	刑	刑	刑
集	集	集	集
大	大	大	大
審	審	審	審
院	院	院	院
民	刑	民	刑
事	義	刑	義
判	月	判	月
新	報	決	報
聞	錄	決	錄
判	行	行	行
時	義	義	義
	集	集	集
	法	法	法
	律	律	律
	新	新	新
	聞	聞	聞
	判	判	判
	例	例	例
	時	時	時
	報	報	報

#### 一 河川の管理

##### (一) 公水・私水の区別

戦前の行政法学の権威者である美濃部達吉博士は、昭

和六七年七月以降三回にわたり、「法律時報」論上に「判例に見（あら）はれたる水法」を執筆し、水利権公権主義・競願に対する自由裁量・國の不法行為責任等の學説を鮮明に掲げて、当時の判例の態度に大きな影響を与えたものである。だが、やはりその一連の論考も、「公水と私水との區別」に始まる。美濃部博士によれば、「その問題の重要性は、「私水は私物たる水であつて、それについての権利は一に民法に依りて支配せらるるに反して、公水は公物として公の目的に共用せらるるものであり、それに付いての権利は原則として公法に依りて支配せらるるものである」という論調にある。

明治三十〇年代の水をめぐる紛争は、民法の規定するところによりて解決をねるべきものかどうか、それとも施行後間もなく河川法とその付属の法令規則によるべきかどうかが、ますます争われた。その問題は、公法としての河川法によるべきものがどの範囲か、具体的には、地盤の所有区分との関係、流動する水そのものの公共性及び舟筏の通行可能性能、河川法上明確でなかつたことが背景にある。裁判上の判断が必要となつたものである。この二点は、典型的に次の判例に現われている。

「その地盤が何人の所有に屬するかどうかは、別個の問題

知事が本件の水流に対して河川取締規則を適用したのは不当ではない。」

（行判明治三十六年四月一日行録一四四頁）

参考条文は次のとおりである。

民法第一一四条「土地ノ所有者ハ隣地ヨリ水ノ自然ニ流水來ルヲ妨クルコトヲ得ス」  
同第二二九条「①溝渠其他ノ水流地ノ所有者ハ対岸ノ土地カ他人ノ所有ニ属スルトキハ其水路又ハ幅員ヲ変スルコトヲ得ス ②面岸ノ土地カ水流地ノ所有者ニ属スルトキハ其所有者ハ水路及ヒ幅員ヲ変スルコトヲ得但下口ニ於テ自然ノ水路ニ復スルコトヲ要ス ③前二項ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ」

これらの規定は、普遍的な条理を表わすものようであるが、歴史的にはローマ法以来の西欧法制の伝統となつてゐる兩水阻止訴訟及び沿岸権の概念に基づくものであり、共同体的あるいは公共的に水を治めて来た我が國の実情にそのまま適合するかどうかについては、法制史上の興味がもたれる問題である。

ここに掲げた判例は、治水・利水等に係る第三者に対する行政処分によって、権利を侵害されたとする訴えを排斥した行政裁判所の判決である。特に、民法一一九条の制度

に属し、本件感令（河川取締規則）を適用すべきかどうかを決定する上において必要がないものとする。……従つて民法第一一四条（自然流水の愛護義務）第一一九条（水流交更権）は、本件の如き公有河川である水流の場合に適用すべきものではじから、被告が上置（堤防かさ上げ）工事を認可したことをしてこれららの法律に違背したものとすればではある。

（行判明治三五年一月五日行録五七卷一〇〇頁）

「本件係争の水路なるものは、水路ではなくて純然たる水路であるといひば、その東西の關係から觀察し実地の形状によつて明らかである。そして該該水路は水利上その附近殊に東西の埠所に關係を有し、古来公共の用に供せられたものであるといひば、その前後左右における排水の状況によつて確認するに足りる。……従つて民法第一一九条（水流交更権）は、いづれも公共の用に供する水路には適用することができない。」

（行判明治三六年一月十七日行録一四四頁）

「長野県令河川取締規則第一条には「各地川筋ニ於テ左ニ掲ケル事業ヲ禁サムトスル者へ」とおつて、舟筏の通すべし河川とそうでないものとの区別をしていながら。よりて県

は、フランス民法六四四条に由来するもので、本来、水流（河川・水路・溪流等）の敷地が私人の所有に属する場合を前提とするものであつたが、古来我が国では、流水（流動する水）を共同体的に使用することが通例であり、明治初年の地券交付の際には、河川・溝渠等の敷地の私有を認めなかつたという沿革もあるて、外国とは事情が異なるものであつた。

第三点の判断も重要なである。これについては、河川法制定の際の政府委員（古市公威内務省土木局長）の答弁（明治二九年三月二十四日）として、次のような記録がある。

「成程西洋ノ或ル国アヘレテ居ル制度ノヤウナ河ノ舟筏ノ通ゼヌル部分ト舟筏ノ通セヌ部分トニ依ツテ区別ヘシナイデス……歐羅巴大陸杯ノ何ト達ツテ日本ノヘ舟筏ノ通ゼヌ河アモ公共ノ利害ノ關係大變大キイモノモゴザリマス……」

ここにいう「公共の利害」とは、有史以來の水争いをどう収めるかという問題が（古代神話のアマテラス大神ヒスサノラノ命の不和も水利条件の差から来たものであつた）、為政者の重大な関心と責務であつたことが背景にあり、近年の次のような判例にも、これが重要なキーワードとなつてゐる。これらの判例が再び現われるまでの間には、この点の疑問はほんじなかつたようであるが、明治三十〇年代と昭和三十〇年代は、いずれも新規利水の参入をめぐる問題が特に頭

持しておらないといふ思ひ合せぬいふである。

「流水が公水であるか私水であるかの区別は、特定の私人に流水の完全な排他的支配を許して、公共の利益に影響するもいかないかどうか、すなわち流水利用の經濟的社會的価値と治水との面からみて私人に排他的支配を許すことが公共の利害に影響しないかどうかによって決まるべきである。」

（東邦昭和二十六年一〇月一日日本民報二〇卷一〇号一九頁）

「自然河川は、公共の利害に影響の深いものであるから、閉止水の場合と異なり、その流水は公水である。」

（東邦昭和三十七年一月十五日日本民報二〇卷一〇号三三二四頁）

全く人工の加わらない河川は、原始河川と称される。自然河川の支川をなす放水路等の人工河川区域についても、流れる水は自然物であると考えれば、全体を自然河川といつしがができる。十三世紀のヤクセンシヒューゲル（ケルマン国有法の集成）には、この「閉止水」に相当するものとして、「唯風力ノミニ依リテ動ク水」及び「開掘セル池水」が挙げられているが、我が国でも池・溜池と称せられるものは、人為的なものとして私水扱いとされるのが一般的で

（新潟地裁長岡支那昭和四年九月二一日日本民報二〇卷九・一〇合併号六八四頁）

## (二) 河川区域

河川の管理は、社会運営上の河川と称せられる形態とする公水の管理と、公水の公共性の故に、これに関連する土地及び施設についてなされる公共的管理とを、その具体的な内容とする。河川はその流量により、幅員を増減するのが普通であるから、公水とされるものの範囲は、その流送方向によりて線的に明示すればよいが、流水（時には漲水となる）を収容するための土地及び流水の氾濫等の作用を防衛する堤防等の施設の範囲は、他の土地利用との関係からも、その区域を明示しなければならない（旧河川法第二条第一項「河川ノ区域ヘ地方行政庁ノ認定スル所ニ依ル」、同第二項「流水河川ノ区域外ニ出テ予水期ニ遅ルキモノト認ムルトキハ地方行政庁ヘ其ノ河川ノ区域ヲ認定スルシ」）。

旧河川法には、河川法が適用された「河川並其ノ敷地若ヘ流水ヘ私権ノ目的トナルコトヲ得ス」（第三条）もあって、法の適用により、私権が消滅するものとされていただから、問題は一層深刻であった（新法第二条第一項においては、旧法の適用河川と同じく、流水のものが私権の目的となることができないという形で立法上の変革がなされた）。

ある。

公水とされるものの大小規模等については、古代ローマ法においても、舟筏の通行に適する川のみを公川とみなしたものではなく、「その大あやめなる、又は生民の意見により、小川（rivus）ハ勿むるべある及び臨時（flumen torrentia）ハ之を私川とみなし、不断流れつある川（flumen perennia）セアドリシヤセ公川とみなし」とあるが、だいたがれど、近年の下級審判例には、次の二つの幾つかの説明がなされている。

「公水とは、國家の統合的な治水ないし流水の利用關係の調整等について、河川法その他の公法の適用又は選用のある流水及びこれに流入し、或は、これがより分流する流水を汎称する。しかしながら、河川法等の適用なし選用のある河川に入る流水については、全部が公水であるじつは、それができます、公水なら管轄するためには、相当程度の水量と相当の幅員を持つた水路を有し、且つ、その水路が、或る程度不変性のものであることを要する。」（熊本地裁宮垣町判昭和四年三月九日経済判報二〇卷六号八九四頁）

「自然の流水はその多少に拘らず原則としてこれを公水とみるべきである。」

これらの規定との関連で、旧法判時の判例には、次のようなものがある。

「府県知事の調査する河川合帳は、河川区域認定の要件ではない。」

河川区域の認定は、土地と流水との關係により客觀的に河川区域を確定するものであり、地方行政庁の見よとしてより自由に認定しうるから法律ではない。そして河川区域とは治水上河川とする以上を必要とする区域をいうものではなくて、現に河川たる区域をもつてゐることとはもちろん、単に現在河川状態を呈するに過ぎないが、永くその状態を持续すべきであると認められる区域を指す法意であることは、河川法第二条第一項の規定及び「河川区域」と認定されるべきは、当然私権を喪失させるという旧法第三条の規定によりて、これを推知するに難くなら。

河川区域の認定の当否を判断する場合は、判決当時の状態によるべきである。」

（行判昭和一年一月八日行議三八號三三頁）

以上の如きには、河川区域認定の自由裁量を排斥し、自然公物の管理は客觀的な状態に基づいており、特に私権の保護に留意すべしといふ、紛争の処理にあたっても実情を尊重す

べきことか、明確に示されているが、これを明示する河川合帳の效力について、次のような判例がある。

「河川法の適用ある河川の区域は、河川合帳調査後その事業の変更がなし限り、同合帳のみによつて認めるべきである。」

(行政昭和二十一年三月十四日行総第四十號一〇八頁)

河川合帳については、旧選第一四条及び「河川合帳ニ関スル細則」(大正十一年一月十四日内務省令)により、河川区域のみならず、河川附属物(現行法の河川管理施設)及び河川工作物(いわゆる許可工作物)の箇密な図示等が義務つけられたが、これには「反証を許さない」という、いわゆる論理上の「公定力」が与えられており、また、現行法におけるような附帯規定はない。河川区域の定め方について、現行法においては、①流水が継続して存する土地、②河川管理施設の敷地及び③計画遊水地の三類型が規定されている。自然公物としての基本的な河川の捉え方には大きな変化なく、次のような判例も示されている。

「準用河川の流水が自然の力により変動した場合には、新たに河川敷地になつた土地には当然に準用河川の認定の効

### (二) 河川附属物・河川管理施設

我が国における内水舟運の最盛期は、明治三十〇年代までである。だが、旧河川法制定に至る近代的な行政制度の確立の過程で、実質的に国策として河川事業が進められたのは、舟運のための低水工事を主とするものであり、水害防御は、水防活動も含めて、地方住民ないしは地方行政庁の仕事である。たゞ、(ちなみに明治八年淀川分隔事務規程には、「堤堰を防ぐ手防工事」は直轄事業、「堤堰を修める防護」は地方委任事業とする規定がある)。

次の一連の判例は、そのような時代背景を引き継いだものである。

(一) 「營造物の造成する利益を直接に享受する者が國ではなくて県である場合に、營造物たる堤防の所屬は県にある故に、県知事は県の機關たる資格において、本件堤防の管理をなすものと云わなければならない。」

知事がなす本件堤防の管理は、むしろ行政の作用に属するけれども、民法上の占有権がその管理権中に包含されることは云うまでもなく、(二) 河川法三条(私権の排除)は、私人の権利についての規定にすまならないので、合法たる県が本件堤防について民法上の占有権を有するといふのが

力が及ぶ。

自然の流水の変動によって準用河川の敷地内に入つた私有地について権利の行使が制限されても、損失補償は必要ではない。」

(東洋判昭和四年六月七日行総第一八五号・六合第七二五頁)

「河川法六条に規定する河川区域の土地は、私権の目的となりうるが、周縁地通行権の成立は河川法の所期するところと面立しうるものに制限される。」

(昭和高判昭和五年五月二一日證務月報二五卷一〇号二五八九頁)

以上の二つは権利行使の制限は、一言で「所有権の内在的制約」であるといつて説明が注解書等でなされているが、これだけでは何が内在しているのかが一般市民には不明確であり、「流水に接する土地についての治水・利水・環境保持上の場所的制約」の具体的な理解を得ることが必要であろう。

河川の敷地に関する特有の問題及び民事法との関係については、章を改めて後述する。

となるものではない。(従つてこれは対する財産上の損害について賠償を請求することができる)」

(東洋判大正六年五月十五日新聞二二七二号一八頁)

この事案は、準用河川の堤防を不法に決済した者に対する刑事件の付帯訴訟として県から損害賠償請求をした事件であるが、本件堤防は県の营造物であるとした原判決に対して、大審院はこれを否定し、堤防の性格すなわち国有性と費用負担との關係について次のように述べている(後述の私有堤防とは、明らかに異なる点である)。

「河川法第三条に規定しているように、河川が国有であることは少しある疑いはない。河川の堤防については別に見るべき規定はないが、当該堤防は河川の附属物であり、その施設維持等すべて官費をもつてしたじわゆる官有堤防であつて、明治二十三年一一月五日太政官布告第四八号をもつて土木費の官費を廃止し、同年四月八日太政官布告第一六号地方税規則中地方税をもつて支拂すべき費用に河港道路堤防橋梁建築修繕費という項目を掲げ、また明治二十四年五月二二日内務省訓令に地盤官有に属する堤防道路並木敷の費用は自今その費を負担する府県及び市町村に於いて処分すべしと規定したところどり、これは單にその費用を府県

等の負担に属したにふりかか、堤防の官有たることを除してこれを府県等の营造物とした趣旨ではない。地方行政庁において河川及び準用河川の附属物と認定した堤防は、河川法第四条第二項による、すべて河川に隣する堤防に従うべきものであるから、河川及び準用河川と同様に国有に属するものと言わなければならぬ。」

（大正十五年六月八日判決）〔昭和九十五頁〕

近年において、堤防築造義務及び私有堤防買受義務について争われ、最高裁で確定した次の事案は、明治二十五年に築造された私有堤防が昭和二十四年の伊勢湾台風で損壊したので、これを國が補修したに係るものである。

「河川管理のため、河川のどの地点にかかる管理施設を設置すべきかは、河川管理者がその河川の特性、河川全流域の自然的・社会的条件、河川工事の経済性等あらゆる観点から総合的に判断して決めるべきことであり、単にある特定の地点に河川の氾濫による災害の生ずるやそれがあるとか、災害が生じたとか、あるいは河川管理者がたまたま住民私有の堤防を占有、使用していた等の事実があるにから直ちに河川管理者に右地點に堤防を築造する義務又は既存の住民私有の堤防を買い受けける義務があるとはいえな

者の怠慢であるといふことが明白であるといえるもつた特別の事情のあることを必要とする。」

（大阪高判昭和五八年六月三〇日監察官報三〇巻一号一頁）

河川管理者以外の者が設置した類似の施設については、当該施設を河川管理施設とするにについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限り、これを「河川管理施設」と称することができるが（河川法第三条第二項）、実態的には次の判例に現われるような私有の施設は、依然として多数存在する。将来これを河川の公共的管理の体系にどう位置付けるか、まだその反面、「同意」の制度が統一的な河川の管理に支障がないかどうかについては、まだ判例の発展はない。

「河川の利用を増進するものであつて、その目的が特定の受益者の利益のためにのみ利用されるもの、または河川の流水によって生ずる被害を除外・削減するものであつても、特定の農地等の保全のみを目的とするものは、『河川管理施設』には該当しない。」

（海相昭和昭和五四年六月八日判時九五一号九四頁）

#### （四）普通河川

。……河川管理者にそのもつた義務があるとしためには、前述のもつたあらゆる観点から総合的に判断して、河川管理上その地点に河川管理施設を設置することが必要不可欠であることが明らかであり、これを放置することがわが国における河川管理の一一般的水準及び社会通念に照らして河川管理者の怠慢であることが明白であるといえるもつた特別の事情のあることを必要とする。」

（最高裁判五三年三月三〇日民集三二巻二号三七九頁）

この判決理由は、傍論としてではあるが、水害に係る國家賠償訴訟として著名な、六年後の大東水害訴訟最高裁判決を予測させるものである。大東水害訴訟の最高裁判決は昭和五二年一月一〇日に出されており、この最高裁判決の影響關係はないが、滋賀県の草津川改修工事に關係する次の判決には、明らかにその影響が見られる。

「河川管理者に排水路等の河川管理施設を設置すべき義務があるとしためには、その河川の特性、河川全流域の自然的・社会的条件、河川工事の経済性等あらゆる観点から総合的に判断して、河川管理上その地点に河川管理施設を設置することが必要不可欠であり、これを放置することが河川管理の一一般的水準および社会通念に照らして河川管理

「河川は公共用物であつて」という現行河川法第二条第一項の宣言は、河川法の適用又は準用の有無を問わず、おもに社会通念上の河川と称せられるべきものに適用する原則であるというのが、一般になされてくる行政解釈である。それにもかかわらず、河川法の適用又は準用のない河川（ないしは河川の区間）は「普通河川」と呼ばれ、それが建設省所管の国有財産であるときは、海浜・里道等と併せて「法定外公共物」という名称で一括され、財産的な管理のみがなされている。その中で、地域住民の利害に關係するところが大きい場合には、地方自治法第一条第三項第一号に掲げる「河川等を管理し、又はこれらを使用する権利を規制する」との一環として、普通河川管理条例を制定し運用する事例が見られる。

次の事案は、数少ない判例の中で、地方公共団体の管理権についての判断を示したものである。

「大字において設置した甲水路は、大字の营造物として村長の管理に属する。」

（大正十五年五月五日民報二二四五頁）

「普通河川については、地域住民の福祉に直接深い關係が存するため、地方自治法第一条第三項は、地方公共団体にその

画期的な判断であり、法令遵従問題に関する重要なリーディング・ケースとして、その後の判決に繰り返し引用されている（しかし）この理論により権限請求を実際に認めた最高裁判はなかった。

次の判例は、河川法第十七条の「河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為」には、同法第三十五条で許可の対象から除外している「堤外民有地の土石採取」も該当するとして、裁判上確認している。砂利窃盗事件以来の「行政上の取締」の必要、すなわち治水への悪影響等の河川管理上の支障を無くすには、この一般的な許可制度に共通項が見出される。

「公有地であると私有地であるとを問はず、河川区域内の土地において土地の掘削をするには、たゞえ河川管理者の許可を要しない土石の採取のためにする場合でも、同法第十七条にいう土地の掘削とに当る。」

（東高判昭和四年六月一〇日刑裁月報二卷六号六二五頁）

やがて問題は、川原の転石の不法採取が幾くと騒聞した。特に四国地方の石は、撃打の高いもので、夜晩に乘じあるらしく白昼堂々持ち去られることが、地域の大問題となつた。河川管理その他の支障は、天然護岸の崩壊の危険、河

る。そして、これらの事実にもねば、本件川石は流動性のある砂利等とは異なり、河川管理者によるその事実上の支配（占有管理）も充分可能で、現にこれについては、占有保持のための特別の事実上の支配もなされていたものというべく、その支配はやむから刑法上の保護にも値するものである。」

（高知地判昭和五〇年一月二二日刑裁月報七卷一号五八頁）

流動可能な状態の石でも、それを採取するにし自体は、土地の形状変更に該当するとして、土石が国有に帰属したものであるといひだす。河川法・河川管理条例における土石の位置付けに関しては、次のような判例もある。

「河川区域内の河床上に流動可能な状態で存在する転石、浮石を採取する行為は、河川法第十七条第一項の「その他土地の形状を変更する行為」に当る。」

（大阪高等法院昭和五三年八月一九日刑裁月報一〇卷六一八合併号一〇八二頁）

「河川敷が新河川法施行法四條によつて國に帰属するに至つたときは、当該河川敷にある土石も國に帰属し、民法にいう無主物ではない。」

床变动・流心偏向による悪影響、土砂流出機能の低下、取水困難、水质汚濁、自然景観の破壊等々に生じ、要するに盜石が続ければ、河川の形状が大きく変わつてしまつてある。河川改修工に関する国会議題に対しては、河川法第十七条違反に積極的な罰則適用の検討が約された。それとは別に、前述のように、かつて窃盗罪が成立しないために砂利とは異なり容易に移動するものではないから、財産の占有保持の実を擧げるという行政側の努力が払われた結果、川石については刑法上の保護に値するという次の判決が初めて出現した。

「被告人らが無許可で採取した本件川石は、その一個あたりの重量も小は約一トンから大は約五トンにも及ぶものであつて、通常の自然状態のもとでは、容易に委改移動することのない性状のものであるといひ、また本件川石については、周辺の同様川石とともに、さわゆる盜石を防止する一手段として、それが具知事の管理下にあることを公示する目的のもとに、所轄の土木事務所により、赤ペンキで一目瞭然に一連の番号が付されていたこと、更に右土木事務所は、本件河川を含む管内管理河川における盜石等防止のため、非常勤ながら巡視員四名をも雇入れ、平生より該河川の見まわり監視にあたらせていたこと等の事実が認められ

（大阪地判昭和五年一一月一八日行裁三〇卷一一号一九五二頁）

## 五 河川に関する工事

今からちょうど百年前に、近代的な河川制度（旧河川法）が発足したことはいえ、利水のみならず治水をめぐる地盤の紛争は絶え間なく、裁判所はじめかくの何とかの解決を図らなければならなかつた。次の事案は、「日本の河川はまるで海のようだ」とオランダ人技術者デレーケをして嘆嘆せしめた慈海河川の面岸の争いである（海の意味は、率直の海のような「フォール」ではなく、龍頭の海のような「カスケード」であることに注目）。

「本件谷川の如き水路に堤防を築き流水を支える工事においては、水勢激昂し対岸に危害を及ぼすべきは理の当然であるから、ほしらもおどかさる工事を施して堤防をつくれば、対岸の者において、その取除を請求することができる。」

（大判明治十九年五月六日民裁二輯五卷一一頁）

ようやく行政側にも自信が出てきて、積極的に大小の河川改修工事を逐次進める必要があるたが、左右二つの判例

にも見られるように、行政側の施策を支持する行政裁判所の論理は、前掲の大審院判決とは対照的な立場を取っている。具体的には、前者は危険の明白・切迫性を強調し、後者は将来の危険を争点としたこと、前者は民事上の争い、後者が申請の行政処分を争つものであることを等の差異はあるが、後者が地方公共団体間の紛争にまで発展していること、しかしながら現況河川の改善を図る必要を認めなければならぬことから、ひとつの時代の方針性が見られる。

「知事が堤防の上置（かさ上げ）工事を認可したために、たゞ日本政府のねに浸水を増加し損害を生ずるに至るとしても、これを遡及すべくものではなくから、対岸の村の権利を侵害したるのじつといひはできない。また、公有河川である水流には、民法二一四条（自然流水の財産義務）、二一九条（水流整理権）は適用すべくものではないから、これに遡及するじつといひはできない。」

（大判明治三五年一月三日付第一審五十卷100頁）

次の判例も知事の処分を争つた行政事件であるが、規則（河川改修を実施するために知事に権限委任されたもの）に明記されているない工事であるけれども、工作物の除去又は許可の取消を命じ得る以上、許可工作物本体は存置せながら、

を取扱たせる権利のあることは従前よりの慣習法であるといふ趣旨のことを述べているのは、前掲の明治十九年判例や、明治御半の社会的問題規制の紛争例が念頭にあるものと思われる。

「水利に影響を生ずべき工事をなしだらめ、その上流下流に地所又は家屋を所有する者が洪水の際被害を被る虞れがあり、まだ耕地の所有者が旱魃の際旱害を受ける虞れがあり、また賃借人若しくは使用賃借の借主が生命財産に危害を受ける虞れがあるときは、これらの者が工事をなした者に対しその工事を取扱たせる権利のあることは、従前より慣習法として認められてきたとしてあるが、本件のように官有の堀に久しく排水をしてきたことをもって、排水者がその堀に対し所有権の一部である使用権を取得するということは、慣習法が認めなかつたばかりでなく、民法上のこれを認める規定がない。」

（大判明治三七年三月四日民商100卷135頁）

大審院がこれまで慣習法の発見にしたがつては、明治一〇年代に全國民事慣習調査を大々的に行つたにもかかわらず、民法典には全國共通の慣習法が多く、従つて法的現象との間に矛盾・不調和を感じるところがある。

除去命令等よりも軽い処分ならば自由裁量的に命じ得るというのである。これば、現代の法に語じゆめつてゐる「ティケーション（影響緩和措置）に相当するものであるが、実は現行河川法第四四条には、ダムを設置する者に対し、河川の從前の機能を維持するためには必要な施設等の措置を、河川管理者が指示するという規定がある。水車は旧時代の水エネルギー利用であり、水車港これらものは原始的なダムである。「公益保護」ということの現代的表現が、「河川の從前機能の維持」あるいは「ティケーション」である。

「長崎県令河川取締規則によつて、知事が公益上必要と認めるときは工作物の取扱若しくは既に与えた許可の取消を命じ得るといひを規定してある以上は、公益を害する程度が甚だしくなく、これを命ずるに斟酌しならむとい認める場合において、水車港を設けている水車営業者に対し、公益保護のためその取扱若しくは許可の取消より離し河川の浚渫を命じ得るといひは当然である。」

（大判明治三六年四月一日付第一審145卷161頁）

このように行政サイドの理解のある行政裁判所の態度に比較して、民事裁判における大審院の立場は変わらない。次の判例で、水害・旱害・危害を与えるおそれのある工事

て、「異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ従フ」（第二十九条第三項）といつづりの規定が、僅かにそのはけ口であつたのではないかと思われる。この中にて「所有権の一部である使用権」というのは不可解であるが、おそらく民法第二〇六条（所有権の内容）の「所有物ノ使用ヲ為ス権利」を主客転倒して読んだのか、あるいは物権的性質を有する権利をこのよつて想定したのか定かでない。

次の判例も、同様に慣習法の存在を理由として、不法行為法上の損害賠償請求のか、工事の除去を請求することができないとしているが、むしろ判例の慎重な自体を慣習法なりと称しているような感は否めない。

「河川の沿岸一方の堤防に接続する土地の所有者が、その堤防に不法の工事をしたために、対岸の堤防に接続する他の人の田地に水害を及ぼし又は及ぼす虞れがあるときは、被害者は不法行為に関する一般の法則に従い加害者に対し損害賠償を請求することができる外、その水害の排除又は予防に必要な処分、殊に水害の原因である工事の除去を請求しつつも、従来一般の慣習法として是認せられてきたといふのである。」

（大判明治四一年五月一〇日民商155卷161頁）

その一方で、行政裁判所は、次の判例に示すように、現状改善のための河川に関する工事の実施を進める必要から、地方行政庁の行政処分の適法性・妥当性を積極的に擁護する姿勢を一貫させている。

「知事が新設水車の堰止工事を許可した場合に、通常時にはその上流の既設水車の運転に影響を与えてその営業を妨害しないと認められるときは、非常増水の際に運転が遅延するとしても、その事業は右許可の取消理由にならない。」  
(行政明治四〇年一〇月一八日行録一八韓七四一頁)

「所有地保護のため直接必要である水利その他の方について支障のない場合に、知事が堤防の新設を許可したのは違法ではない。」  
(行政明治四〇年一一月一四日行録一八韓一一四二頁)

「こにも私有堤防の新設工事ということが、行政許可という形で現われる。現代では、公共河川について私人が私有堤防を新たに作るなどといったものは想像もできないうが、当時までは歴然とした社会慣習であったものと思われる。」

次の行政裁判所判例も、築堤工事に関するものであるが、これに反対する被害関係者の指摘する許可違反の申し立て

を斥けて、全体の工事を守ることとしている。

「築堤工事の一部が許可に反するからといって、その全部を違法といつてはできません。これを理由に工事の取扱を請求することはできない。」  
(行判大正六年三月二六日行録一八韓一一九四)

次の判例は、下級審に現われたものであるが、洪水時に、堤防はいずれ切れるだらうから、緊急避難であると理由づけをして堤防に手を加えたといつて、陰惨な事件である。判決にいう洪水自体に対する緊急避難とはどのようなものか、想像を絶するといつてあるが、堤防を切ることが危難を避け得る唯一の手段であつたかどうかも考えて併せてじめができる。昔語りによく聞かれる逸話であるが、判例としてはこのように記録されている。

「控訴人の溢水の行為は、公利を増進し公害を除外軽減するために設置維持される堤防を壊壊したもので、急迫の危難を生ずる原因たる洪水自体に対して行つたものではない故に、民法第七一〇条第一項（緊急避難）は本件の場合に適用すべき限りではない。」

堤防壊壊の行為が、自然に放置しても決済すべき堤防につ

き決済の機会を促進せしめたに過ぎないとしても、その行為と堤防決済との間に因果関係なしといつてはできないから、全部の賠償をなすことを要する。」  
(東判大正六年五月一五日新聞一七一七号一八頁)

次の判例は、河川法上の許可がすべてを免責するものではなく、第三者に対する権利侵害は、自ら解決しなければならないところ、当然のことを言つたまでであるが、この事例は、その四〇年後の判例にも現われるよう、繰り返し発生する既存の権利・利益と新規開発の権利との相反の場面である。

「河川法による工作物設置の許可があるからといって、第三者的権利の侵害を是認したものではない。」  
(広島判大正一二年六月二二日新聞一〇一七号)

「河川法による水利使用の許可及びこれに基づく工事実施の認可の処分は、工事施行者に第三者的権利を排除して工作物を設置する権利を付与するものではないから、工作物を設置しようとする目的地上に第三者的権利が存するときは、工事施行者は自ら前該権利を取得し又は収用その他により権利の調整を図り、その侵害を生じないように措置を講

じた上、初めて施行である。」  
(広島地決昭和二六年三月一〇日行録集一卷三号六一六頁)

「河川法による流水の占有許可及びこれに基づく工作物（水路）の新設認可の処分は、当該工作物設置の計画予定地域に第三者の所有権・船舶権等の権利が存在したとしても、何ら違法となるものではない。」  
(広島商決昭和三十年一月二三日行録集一卷一号七九頁)

以上三件は、いずれも広島の裁判所に係属したものである。この後にも、河川に関する工事をめぐる争訟は多數発生しているが、歴史的に見て判例理念の形成による東洋法の構造と明確化は、高度経済成長期に入ることで一段落している。それ以後は、環境保護問題・国家賠償問題等に、訴訟物が大きくシフトして行つたようである。それと併せて、権利意識の細分化・日常生活化等に伴い、原告適格性・訴えの利益等の手続法上の問題が多く論ぜられるようになつて来ている。

## 六 河川管理の瑕疵

以前の指導的行政法学者である美濃部博士は、「行政

行為に対しては、たゞしてそれが違法に他人の権利を侵害するものであつても、被害者は唯行政訴訟によつてその取消を求めることができるだけであるが、河川の工事その他の事業上の作用については、司法裁判所はそれらの事業上の作用が違法であるや否やを審査する機能あるもので、もし公水の管理作用としてなされた事業上の作用が、違法に他人の権利を侵害するものであれば、被害者は民事訴訟をもつて、公水の管理者（もし管理者と費用負担者が異なる）でおれば、費用負担者）に対し賠償賠償の請求をなすことが出来なければならぬ」と述べてゐる。

戦後には、行政裁判所が廃止されて、行政事件も通常裁判所が管轄するところとなる。だが、それと同時に、国家賠償法（昭和二年法律第一一五号）が制定され、公権力の行使に当る公務員の不法行為による賠償責任と併せて、公の营造物の設置管理の瑕疵による賠償責任が明記された。後者の賠償責任は、民法第七十一条の工作物責任と同様に、故意又は過失を要しない無過失責任とされるが、損害があれば常に賠償責任ありとする「結果責任」ではなく、その間に「瑕疵の存在」を要件としている。

比較的初期には、台風時における住民の被害が不可抗力によるものか、あるいはダメという营造物の操作の誤りに起因するものが争われた「柳瀬ダム水害訴訟」の判例が

ある。

「本堤設置以前にも台風による洪水のあつたことが窺われるといふべく右堤は洪水調節を目的として、時に調節する溢雨水を予想し考慮して可及的に水害を防止する計画の下に人为的堤防として設置築造され、工事施工には長期間を以て最晩を尽したものであつて、その目的規模、投光器、警報機その他機械施設からするも本堤の設置自体に通常有すべき性状を欠くことはないし、またその堤防操作状況及び人員、勤務状況を以てしても、本堤の管理方法に瑕疵があつたとも到底認めることができない。」

（松山地裁西条支那昭和三一年一一月二日訴訟月報三卷二号三一頁）

-44-

この事案では、建造施設の「通常有すべき性状」と施設操作上の「相沿の注意」を認定しているが、次の「伊勢湾台風高潮水害訴訟」の判例は、「通常備えるべき安全性」という营造物管理瑕疵に関する基本的概念を掲げ、その場合にいう「通常」とは「予見可能性の範囲」に考へるべきことを明確にして、その後の司法判断のみならず、行政面においても、指導的役割を果たしたものである。

「堤防の設置または管理に瑕疵があるとは、堤防の築造およびその後の維持、修繕、保管作用に不完全な点があるて、堤防が通常備えるべき安全性を欠いている状態にあることを意味する。……國または公共団体が堤防を設置してこれを管理する目的は、堤防により国土を保全し住民の生命財産等を保護するにあるのであるから、堤防は右目的を達成するに足るだけの安全性を保有する構造を持たなければならず、したがつて通常発生するところが予想される高潮等の襲来に対してはいかに堪え得るものでなければならぬ。……原告は堤防が決壊したこと自体に瑕疵があることにわなければならないと主張するが、国家賠償法第二条、民法第七十一条の規定がかかる意味をもつては認めがたく、堤防築造當時平良されえなかつた高潮等による決壊するところがあつてもそれは不可抗力による災害と認めざるを得ず、堤防の設置または管理に瑕疵があつたことについてはできない。」

（名古屋地裁昭和三七年一〇月二一日民集三卷一〇号六一頁）

その後、著名な「高知国道左右事件」の最高裁判決（昭和四五年八月二〇日民集三四卷九号一一六八頁）によると、「通常備えるべき安全性」の判断基準が定着したといつており、水害訴訟が頻発する状況が見られた。次の判例は、技術的知識を一手に有している被告側に安全性の举証責任を転換

し、その立証がなし以上、「一応の推定の理論」により、損害発生の賠償責任を肯定したものである。

「河川法第一二条は堤防その他河川の施設の構造の基準について、水位、流量、地形、地質その他河川の状況および自重水圧その他の予想される荷重を考慮し安全なものでなければならぬ旨規定していることを合せ考へると、被告において、本件護岸が右基準に従い、過去の経験その他から合理的に予測される洪水等の災害に耐えうるだけの安全性を備えたものであることを主張立証しない限り、護岸の築造およびその後の維持保存に瑕疵が存在したと推認するのを拒絶とする。」

（広島地裁昭和四八年一月二一日判時七一〇号八八頁）

-45-

道路の管理瑕疵をめぐる訴訟は、國・公共団体の敗訴に終わることが多さうが、河川については、本来的に自然公物であるといひ、その安全確保義務は道路とは基本的に異なり、過渡的なものであるといひを説示したのは、次の「加治川水害訴訟」の判決である。

「河川はいわゆる自然公物であるからむしろ危險が内在しているが故に、國はこれを管理し改良工事等の治水工事を

行ってその安全性を高めてやるべき政治的義務を負っているのである。この点設置管理するが故に危険のある道路ときわめて対照的であるて、この性質の差異を無視し河川についても道路同様法律上純粹的な安全確保義務を課することは早計であり、相当地ないといふべきである。

道路の場合には、道路の廃止・一時閉鎖等が可能であるからこれにより事故を皆無にすることが可能であるが河川にはこのような方法は存しない。従つて河川においては水管を皆無にするためには、長大な堤防を構築する等の治水工事を行つ外ないが、これには膨大な費用と時間と人員とが必要であり、到底一朝一夕では達成不可能である。

過渡的安全対策として、かなりの人手・費用・時間を要する措置を期待するのは一般的に無理であり、小規模ないし局所的な措置で相当な範囲の後背地の安全にかなりの効果をあげ得ると認められるときにはじめて過渡的安全対策としてこのよつた措置を望むうると考えられる。」

（新潟地判昭和五〇年七月二一日訟務月報二卷八号一五七七頁）

その結果、「過渡的安全対策に関する違法を認めうる余地はかなり狭いと考えられるが、なお例外的にして違法を認める場合もある」として、一年連続の破堤被害のうち、前年洪水後破堤箇所に築造した新堤防に護岸工事を施さな

「国家賠償法」条にいう公の营造物とは、行政主体により特定の目的に供用される建物又は物的設備をいうものと解されているところ、國としては、びわ湖（注：一級河川として河川法が適用されている）の真野水泳場といわれる付近一帯をそれが自然に存在するままの状態で一般公衆の自由な使用に供してきたものにすぎず、現在までに同所に何らの建設物も物的設備も設置、管理してきたにではないのであるから、真野水泳場は国家賠償法二条にいうところの公の营造物ではないといわなければならぬ。」

（天津地判昭和五五年八月六日訟務月報二六卷一四号一〇九頁）

「事故発生現場付近の荒川においては、河川法二八条に基づく舟の通行に関する規制はされていない。モーターボートの走行は、その具体的な態様に照らすと公物の自由使用の範囲を超えるものではなく、それを取り締まり、安全、円滑な舟の通航を確保することは、まさに公物警戒権の作用であつて、未だ河川管理権の対象となるような河川の排他的、独占的な占用が行われていたとは到底認めがたい……以上、公の营造物の設置又は管理に瑕疵があるために損害が生じたといつてはできない。」

（東京地判昭和五七年三月十九日訟務月報二八卷八号一五一四頁）

か？たゞことに起因する部分について、損害賠償責任を認めた。

营造物の設置管理に係る瑕疵の認定については、道路の事案であるが、次のような最高裁判決により、さらに判例理念の発展が見られた。このリーディング・ケースは、昭和四〇年代以降、都市郊外の宅地化等に伴い頻発した幼児の河川・水路への転落事故をめぐる多数の国家賠償訴訟の指導理念となつた。

「营造物の設置管理に瑕疵があるとするかどうかは、当該营造物の構造・用途・場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである。营造物につき右の觀点からして本来それが具有すべき安全性に欠けるところがなく、事故が、通常の用途に即しない行動の結果生じたものである場合には、その設置管理に瑕疵はない。」

（最高判昭和五三年十月四日民集三一卷五号八〇九頁）

その一方で、自然公物については、国家賠償法にいう营造物とはどの範囲か、また、公物管理権が現に及んでいないものについて疑問が提起された次のようないわゆる事例がある。

その反面、行政主体が手を加えた以上、事実上の管理をしているにすぎない国又は公共団体も国家賠償法第二条にいう管理者に含まれるものとして、普通河川である溝渠への幼児の転落事故について損害賠償責任を認めた前出（本文17頁）の判例がある。

河川管理の瑕疵をめぐる国家賠償訴訟の中で最も著名なものは、次の「大東水害訴訟」に係る最高裁判決である。以下は長文にわたる引用であるが、自然公物論・通常備えるべき安全性・財政制約論・過渡的安全性・管理の一級的水道等の論点の集成であり、学界においても、確立した判例法として定着したものとみなされているものである。

「河川は、本来自然発生的な公共用物であつて、管理者による公用開始のため特別の行為を要することなく自然の状態において公共の用に供される物であるから、通常は最初から人工的に安全性を備えた物として設置され管理者の公用開始行為によつて公共の用に供せられる道路その他の营造物とは性質を異にして、もしも一時洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包しているものである。したがつて、河川の管理は、道路の管理等とは異なり、本来的にかかる災害発生の危険性をもつて河川を対象として開始されるのが通常であつて、河川の通常備えるべき安全性の

確保は、管理開始後において、予想される洪水等による災害に対処すべく、堤防の安全性を高め、河道を拡幅・掘削し、流路を整え、又は放水路・ダム、遊水池を設置するなどの治水事業を行つてはして造成されていくことが当初から予定されているものということができる。

この治水事業を全国に多数存在する未改修河川及び改修の不十分な河川について実施するには莫大な費用を必要とし、結局、議会が決定する予算のもとで、各河川につき過去の水害の発生状況その他諸般の事情を総合勘案し、それぞれの河川についての改修等の必要性・緊急性を比較しつつ、その程度の高いものから逐次これを実施していくばかりではない。また、その実施にあたっては、当該河川について戦略的に原則として下流から上流に向けて行うことと要するなどの技術的な制約もあり、更に、流域の開発等による雨水の流出機構の変化その他の社会的制約を伴つては看過することはできない。しかも、河川の管理においては、道路の管理における危険な区間の一時閉鎖等のやうな簡単臨機的な危険回避の手段を探ることもできないのである。河川の管理には、以上のよほな諸制約が内在するため、すべての河川について通常予測し、かつ、回避しうるからゆる水害を未然に防止するに足りる治水施設を完備するには、相応の期間を必要として、未改修河川又は改修の不十分な河

ればならぬことを含むべき構成の事由が生じない限り、右部分につき改修がなされ得てはならないとの一事をもつて河川管理に瑕疵があるとすることはできない。」

（最判昭和五九年一月二六日民集三八巻二号五百三頁）

最後に、これら者名な「多摩川水害訴訟」について最高裁判が原判決を破棄差戻した判決理由の要点であるが、基本的には大東水害訴訟の考え方を維持しつつ、「一応改修整備済みとされた河川において発生した破堤災害について、その後の危険の発生が予測できたものかどうか、そのための対策を講じなかつたことが河川管理の瑕疵に該当するかどうかが指摘され、また、水害発生の重大な原因であった利水のための許可工作物（宿河原堰）に係る河川管理者としての責任が問われた事例である。差戻し後の控訴審判決において、この判断基準に基づき、河川管理者の敗訴が確定している。

「改修、整備がされた河川は、その改修、整備がされた段階において想定された洪水から、当時の防災技術の水準に照らして通常予測し、かつ、回避し得る水害を未然に防止するに足る安全性を備えるべきものである。……水害発生当時においてその発生の危険を通常予測することができた

川の安全性としては、右諸制約のもとで一般的に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもつて足りるものとせざるを得ない。

我が国における治水事業の進展等により前示のような河川管理の特質に由来する財政的、技術的及び社会的諸制約が解消した段階においてはむろん、これらの諸制約によつてまだ通常予測される災害に対する安全性を備えるに至つてしない現段階においては、当該河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の根縁、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及び程度等諸般の事情を総合的に考慮し前記諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきである。既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中である河川については、右計画が全体として右の見地からみて格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動により当該河川の未改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、当初の計画の時期を繰り上げ、又は工事の順序を変更するなどして早期の改修工事を施行しなけ

としても、右危険が改修、整備がされた段階においては予測するものができないためのものであつて、当該改修、整備の後に生じた河川及び流域の変化、河川工学の知見の拡大又は防災技術の向上等によりてその予測が可能となつたものである場合、右危険を除去し、又は減殺するための措置を講ずることについては、前記判断基準の示す河川管理に関する諸制約が存在し、右措置を講ずるためにには相応の期間を必要とするのであるから、右判断基準が示している諸事態及び諸制約を当該事案に即して考慮した上、右危険の予測が可能となつた時点から当該水害発生時までに、予測し得た危険に対する対策を講じなかつたことが河川管理の瑕疵に該当するかどうかを判断すべきものである。……許可工作物の存在する河川部分における河川管理の瑕疵の有無は、当該河川部分の全体について、前記判断基準の示す安全性を備えていると認められるかどうかによつて判断すべきものである。……河道内に河川管理施設外の許可工作物が存在する場合においては、河川管理者としては、当該工作物ものの管理権を有しないとしても、右工作物が存在することを所持の条件として、当該工作物に関する監督処分権の行使又は自己の管理する河川施設の改修、整備により、河川の安全性を確保する義務がある。」

（最判平成11年1月12日民集四四巻九号一八六頁）

以上のように河川管理の本質から、河川をめぐる民事・刑事の関係、さらには行政運営上の瑕疵の問題に係る判例を通してみると、生きた法の意味を明確にして、当事者のみなならず国民一般を納得させるに足る判例は、一日にして成るものではなく、具体的な事案に即して法の理念を逐次解明していくことにより形成されるものである。

次の編では、同様に近代河川制度が成立した百年前から水利権に関する判例の検討を行つておこう。

#### 〔参考文献〕

- 美濃部達吉「判例に見はれたる水法(上)」『法律時報』三巻  
七号、一九三一年  
川島武宣『注釈民法(ア)』有斐閣、一九六八年  
金沢良雄・三木木健治『水法論』共立出版、一九七九年  
梅野宏「法定外公共用物とその管理権」『シリリスト増刊行  
政法の争点』  
小幡綾子「高知市普通河川等管理条例」『シリリスト増刊新  
条例百選』  
水辺芳郎「公共用物の时效取得」『別冊シリリスト民法判例  
百選』  
広岡隆「公共用財産と取得时效」『別冊シリリスト行政判例  
百選』

- 竹内重年「権利の要素と直接憲法に基づく補償請求」『別冊  
シリリスト憲法判例百選』  
内野正幸「河川附近規制限令と直接憲法に基づく損失補償の  
可否」『別冊シリリスト街づくり・國づくり判例百選』  
古崎慶長「河川管理の瑕疵」『別冊シリリスト行政判例百選』  
建設省河川局水政課「胚石盗掘の実態と問題」『河川』三二  
六号、一九七三年  
三木木健治『比較水法論集』水利科学研究所、一九八二年  
同「河川の管理」有斐閣『現代行政大系9』所収、一九八  
四年  
同「田河川法をめぐる比較法的考察」『季刊河川レヴュー』  
九一号、一九九五年

